

2025/4/1

保険薬局 担当薬剤師 各位

三楽病院 薬剤科

服薬情報等提供料 3 に係る保険薬局での入院前持参薬調整について

平素は当院の運用にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当院では昨今の診療報酬改訂に伴い、服薬情報等提供料 3 に係る保険薬局の入院前服薬確認を下記の内容で依頼していくこととなりましたので、お知らせいたします。

運用フローも併せて記載いたしますのでご確認ください。

ご不明な点等があれば、病院薬剤科までご連絡ください。

記

- 運用開始日：2025 年 4 月 1 日（火）
- 対 象 患 者：入院日が提供依頼日から 1 週間以上先の患者
- 報 告 方 法：「入院前の服薬状況等に係る情報提供書」を、
患者さんから入院時に病院に提出してもらう。
- 依 頼 内 容：①入院前服薬状況の再確認
②術前中止薬の確実な実施(抜去等)
③入院時持参薬の取り揃え（7 日分相当）
- 依頼する薬局：かかりつけ薬局、なければ患者さんが希望する薬局

問い合わせ先：三楽病院薬剤科

TEL 03-3292-3981（代表）

FAX 03-3292-6611

以上

入院前の持参薬管理の流れ

三楽病院薬剤科

●入院決定



①病院

患者さんに入院の説明（看護師）
案内文（兼依頼書）の配布（看護師）
中止薬の指示（医師）

②患者

保険薬局で直接相談する
電話で事前に相談する

●入院 3 日前までに病院へ報告



③保険薬局

病院へ持参する薬の整理（7 日分相当）
入院前中止薬がある場合は中止薬の抜薬や中止薬の指導をする
「入院前の服薬状況等に係る情報提供書」を作成し、薬と一緒に患者さんに持たせる。
服薬情報等提供料 3 を算定

●入院

④病院薬剤師

「入院前の服薬状況等に係る情報提供書」を確認し、
持参された薬を鑑別し、医師へ報告する。（病棟担当薬剤師）